

『医師法 21 条と 2 月 8 日付厚生労働省医政局医事課長通知
「医師による異状死体の届出の徹底について」の解説』の開催について

都立広尾病院事件に始まり、医師法 21 条（異状死体等の届出義務）の解釈に混乱が生じ、冤罪事件の多発、医療崩壊が生じたのは周知のとおりです。その後の外表異常の理解、厚労省「死亡診断書記入マニュアル」の改訂、医療事故調制度の開始により、医師法 21 条問題は落ち着きを取り戻した感がありましたが、今年 2 月 8 日、厚生労働省から「医師による異状死体の届出の徹底について」が発出されたことにより、再び、医師法 21 条問題が複雑化しかねません。今般、再度、医師法 21 条を考えるとともに同通知との関係も再度整理したいと思います。

重要なテーマですので、広く、経営幹部・医師・看護師その他多数のご参加をお待ちしております。

別紙

実施要領・申込書

1. 会 合 名 『医師法21条と2月8日付厚生労働省医政局医事課長通知
「医師による異状死体の届出の徹底について」の解説』
2. 日 時 令和元年6月1日（土） 15:00～17:00
3. 会 場 飯田橋レインボービル2階中会議室（JR飯田橋駅より徒歩5分）
・定員100名
4. 内 容 講演1「医師法第21条に関する懇談会概要について」
演者：小田原良治氏（日本医療法人協会常務理事）
講演2「医師法21条に関する参議院厚生労働委員会質疑概要について」
演者：坂根みち子氏（医療法人櫻坂 坂根Mクリニック理事長）
講演3「医師法第21条の解説と医療機関の今後の対応」
演者：井上清成氏（日本医療法人協会顧問・井上法律事務所所長・弁護士）
5. 受 講 料 会員・賛助会員 1人 8,000円
非会員 1人 10,000円（共に税込。資料代を含む）
6. 申込方法 下の申込欄に記載のうえ本用紙をそのままファクスで送付するか、メール送信してください。申込書受理後、協会事務局よりファクスにて「申込確認書」を送付し、振込先口座番号をお知らせいたします。
FAX 03 (3234) 2507 E-mail:headoffice@ajhc.or.jp
7. お問い合わせ 一般社団法人 日本医療法人協会事務局 山崎まで
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12
TEL 03 (3234) 2438

『医師法21条と2月8日付厚生労働省医政局医事課長通知 「医師による異状死体の届出の徹底について」の解説』 参加申込欄		
所属医療機関 ・所属会社名		
所在地	〒	
TEL・FAX	TEL	FAX
E-mail		
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員・賛助会員 <input type="checkbox"/> 非会員	
受講者名	氏名	役職
	氏名	役職
	氏名	役職

(注) 上記の個人情報はシンポジウムの参加手続き以外の用途には使用いたしません。

WEB20190601